

## 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（抜粋）

- ・公布 H15.5.30
- ・施行 未施行（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）

### 罰則

<p>第53条</p>	<p>行政機関の職員若しくは職員であった者又は第6条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>（定義） 第2条 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>（安全確保の措置） 第6条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2 前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>
<p>第54条</p>	<p>前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>（定義） 第2条 3 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p>
<p>第55条</p>	<p>行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>

### 関係規定（抜粋）

#### 国家公務員法

罰則規定	義務規定
<p>第109条 左の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。 (12)第100条第1項又は第2項の規定に違反して秘密を漏らした者</p>	<p>（秘密を守る義務） 第100条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）の許可を要する。</p>

#### 地方公務員法

罰則規定	義務規定
<p>（罰則） 第60条 左の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。 (2)第34条第1項又は第2項の規定（第9条第12項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者</p>	<p>（秘密を守る義務） 第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。  （人事委員会又は公平委員会の委員） 第9条 12 第30条から第38条までの規定は、常勤の人事委員会の委員の服務に、第30条から第34条まで、第36条及び第37条の規定は、非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務に準用する。</p>
<p>（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員） 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。 3 特別職は、左に掲げる職とする。 (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 (1の2) 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 (1の3) 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職 (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職 (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職  （この法律の適用を受ける地方公務員） 第4条 この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員（以下「職員」という。）に適用する。 2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。</p>	

#### 刑法

<p>（公務員職権濫用） 第193条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、2年以下の懲役又は禁錮に処する。</p>
---